

2015年（平成27年）6月24日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

東 レ 株 式 会 社
代表取締役社長 日 覺 昭 廣

第134回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本日開催の当社第134回定時株主総会において、
下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知
申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第134期 (2014年4月1日から
2015年3月31日まで) 事業報告の内容、
連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告
の件
 2. 第134期 (2014年4月1日から
2015年3月31日まで) 計算書類の内容
報告の件
- 本件は、上記各事項の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 本件は、原案どおり承認可決され、期末配
当金は、1株につき6円と決定いたしまし
た（中間配当金5円と合わせ年11円）。

第2号議案 定款の一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(責任免除) 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(責任免除) 第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(責任免除) 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	(責任免除) 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

変 更 前	変 更 後
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、新たに西野 聡、田中良幸、野依良治の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
 なお、野依良治氏は、社外取締役であります。

第4号議案 監査役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、福地 潔、八木田素行の両氏が再任され、新たに永井敏雄、城野和也の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
 なお、永井敏雄、城野和也の両氏は、社外監査役であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、小林孝一氏が選任されました。

第6号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案どおり承認可決され、役員賞与として総額1億6,620万円（取締役1億5,700万円、監査役920万円）を支給することとなりました。

以 上